

第46回医薬品副作用被害等救済給付審査申立検討会:2020年9月25日(金)

副作用等被害救済給付の決定内容に係る審査結果

番号	主な原疾患等	医薬品名	副作用名※	理由	審査結果
1	(予防)	ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ	右下肢痛、けいれん、不随意運動、筋力低下	支給決定された期間以外は、機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
2	過多月経、月経困難症、子宮筋腫疑い、糖尿病、高トリグリセリド血症	オーソム-21錠	脳梗塞	申立が不適法であるため	却下
3	(予防)	サーバリックス	左眼網膜症	支給決定された期間以外は、機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
4	変形性腰椎症、神経障害性疼痛、胃炎、再発性逆流性食道炎	ロフ錠60mg	出血性胃潰瘍	機構法施行令第5条で定める支給が支給決定されているため	棄却
5	神経芽腫に対する自己末梢血幹細胞移植後の造血不全及び血栓性微小血管障害による遅延性血小板減少	判定不能(疾病)なし(障児年)	判定不能(疾病)なし(障児年)	判定不能であるため及び医薬品以外の原因によるため	棄却
6	(予防)	サーバリックス	四肢体幹の疼痛、腹痛、下痢、四肢硬直、疼痛、不随意運動、認知機能低下、倦怠感、めまい、意識レベルの低下、筋力低下、しびれ、嘔気、脱力、発熱、睡眠障害、構音障害、視覚異常、頭痛、月経不整、月経困難症	左記の副作用以外は判定不能であるため	棄却
7	(予防)	サーバリックス	肢体機能障害	障害等級非該当であるため	棄却
8	てんかん	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
9	心房細動、神経因性膀胱、過活動膀胱、肉眼的血尿、骨粗鬆症、第11胸椎圧迫骨折、全身倦怠感、慢性腰痛症、パーキンソン病、腰椎症、非弁膜症性心房細動(発作性)、脳梗塞	イクザレルト錠15mg、イクザレルト錠10mg	脳出血	不適正使用であるため	棄却
10	(予防)	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
11	(予防)	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
12	右膝 悪性リンパ腫	セレコックス錠100mg、セフトリアキソンNa静注用1g「CHM」、アロプリノール錠100mg「ザイ」、ダイフェン配合錠(疾病)なし(死亡)	中毒性表皮壊死症(ライエル症候群)(疾病)なし(死亡)	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため及び医薬品以外の原因によるため	棄却
13	逆流性食道炎	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
14	帯状疱疹、帯状疱疹後神経痛、ウイルス性心膜炎、右胸部帯状疱疹後神経痛	カロナール錠200mg、アンヒバ坐剤小児用200mg	固定薬疹	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
15	(予防)	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
16	うつ病、身体表現性障害	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
17	(予防)	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
18	高脂血症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
19	(予防)	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
20	右尿管結石、膵腎症、敗血性ショック、複雑性尿路感染症	タリベ配合点滴静注用バッグ4.5「ニプロ」(疾病)判定不能(死亡)	播種状紅斑丘疹型薬疹(疾病)判定不能(死亡)	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため及び判定不能であるため	棄却
21	水疱性類天疱瘡	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
22	多発性骨髄腫	レブラントカブセル5mg、レナテックス錠4mg、ベルケイト注射用3mg	播種状紅斑丘疹型薬疹	機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する救済対象から除外する医薬品であるため	棄却
23	脳梗塞、便秘症、胃潰瘍、不眠症、痒症、尿路感染症、血尿、貧血	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
24	右腱板部分断裂	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却

25	双極性障害(躁うつ病)、本態性振戦、心筋梗塞、脂質異常症	リチウム中毒(疾病) リチウム中毒による死亡(死亡)	リーマス錠200	不適正使用であるため	棄却
26	感冒、湿疹	セファレキシド「ライシロップ」「タツミ」500、ホントールシロップ、スルピリン	中毒性表皮壊死症(ライエル症候群)	機構法第16条第1項第2号に係る同法施行令第6条別表に定める障害等級2級に該当するため	棄却
27	身体表現性障害	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
28	知的障害	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
29	双極性障害、そううつ病、双極性感情障害(躁うつ病)、不眠症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
30	(予防)	インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」1mL	IgA血管炎	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
31	関節リウマチ(関節痛)	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
32	薬物後遺性精神病	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
33	(予防)	なし	なし	申立が不適法であるため	却下
34 (前回32)	関節リウマチ	アザルフィジンEN錠500mg	アナフィラキシーショック	医療費・医療手当について支給	容認

※副作用のうち、当該医薬品の副作用と認められなかった場合については「なし」と記載。